

# 「三位一体改革の推進に関する緊急決議」 真の「三位一体の改革」の実現に向けた緊急アピール

去る平成17年11月14日、地方六団体共催による「地方分権改革総決起大会」が開催され、「三位一体改革の推進に関する緊急決議」を採択し、内閣総理大臣及び関係者に対し、要望を行いました。

また、本県六団体において「和歌山県自治体代表者会議」及び「和歌山県地方分権推進連盟」を結成し、『真の「三位一体の改革」の実現に向けた緊急アピール』を六団体代表者により県選出国會議員に対し、要望を行いました。

大会次第及び決議・アピールの内容については、次のとおりです。

## 地方分権改革総決起大会

平成17年11月14日(月) 13:00-

N H K ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 主催者代表挨拶
- 3 議 長 選 出
- 4 来 賓 挨 拶
- 5 来 賓 紹 介
- 6 地方分権改革の推進に関する調査報告
- 7 決 意 表 明
- 8 決 議
- 7 ガンバローコール
- 8 閉 会

## 【決議事項】

### 三位一体改革の推進に関する緊急決議

小泉内閣が進める「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革は、先の衆議院議員総選挙においても国民の強い支持を得た。「三位一体の改革」は、「国から地方へ」の改革の最大の柱であり、待ったなしの改革である。

我々地方六団体は、すでに昨年3.2兆円の国庫補助負担金改革案を提出したところであるが、改革を前に進め、3兆円の税源移譲を確実なものとするため、再度「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、7月20日に改めて政府へ提出した。我々地方は、政府の要請に対し、その都度、誠意をもって真摯に対応してきた。

小泉内閣総理大臣は、特別国会の所信表明演説などにおいて、「三位一体の改革」を郵政民営化関連法案成立後の大きな柱として位置づけ、取り組みへの強い決意を示された。また、改革の推進に当たっては、「地方の意見を尊重する」と繰り返し言明されている。

政府においては、地方六団体と誠意を持って協議を行うとともに、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、真の地方分権の確立のため、地方の改革案に沿って、強力に「三位一体の改革」を進めるべきである。

ここに、地方六団体は、下記事項について実現を強く求める。

#### 記

1. 平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施すること。
2. 国庫補助負担金改革の残された6千億円については、政府の要請を受け提出した地方の改革案(2)の中から実現すること。
3. 施設整備費国庫補助負担金については、地方の裁量を大幅に高めるため、税源移譲の対象とすること。
4. 義務教育費国庫負担金については、地方案に沿った税源移譲を実現すること。
5. 生活保護は国の責務として行うべき事務であり、国の責任放棄、地方への負

担転嫁は、断固阻止するものであること。

- 6 . 国庫補助負担金の交付金化は、国に権限と財源が残り、改革とは、認められないこと。
- 7 . 平成 1 8 年度の地方交付税については、「基本方針 2005」を踏まえ、地方団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。
- 8 . 「三位一体の改革」は、平成 1 8 年度までの第 1 期改革にとどまることなく、引き続き 1 9 年度以降も分権型社会の構築にむけて「第 2 期改革」として更なる改革を強力に推進すること。
- 9 . 「三位一体の改革」を真の地方分権に資する改革として推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的を開催し、これを制度化すること。
10. 我々地方は、納税者である住民の信頼に応えるべく、職員定数の適正化や給与水準の見直し等、一層の危機意識と改革意志を持って、更なる行財政改革を進める決意である。

地方に権限と財源を移す真の「三位一体の改革」は、国・地方を通じた最大の行財政改革であること。

以上、決議する。

平成 1 7 年 1 1 月 1 4 日

地 方 六 団 体

( 地方自治確立対策協議会 )

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全国市議会議長会

全 国 町 村 会

全国町村議会議長会

地 方 分 権 推 進 連 盟

## 【アピール】

### 真の「三位一体の改革」の実現に向けた緊急アピール

「三位一体の改革」は、「国から地方へ」の改革の最大の柱であり、地方が自己決定と自己責任のもと、住民本位の地域経営を行う新しい行財政システムに転換していくための改革である。そのためには、地方の税財源を充実強化し、裁量権の拡大を図ることが不可欠である。

しかるに、昨年までの改革は真の分権型社会を構築するという目標とはほど遠く、単なる数字あわせや国の財政再建を優先させたものと言わざるを得ない。

また、本年においても、8月末の平成18年度概算要求や10月17日の国庫補助負担金改革に係る各省の回答、10月26日の中央教育審議会の答申は、「地方の意見を尊重する」という政府の方針にもかかわらず、我々の意見を反映したものには到底なっていない。

第1期改革における残された課題については、今まさに正念場の協議が進められているが、先日組閣された新内閣は、「改革続行内閣」と位置づけられ、改革を強力に推し進めていくという政府の姿勢が改めて示されたところである。政府・与党新執行部においては、今後とも、地方六団体との協議を誠意を持って行うとともに、残された課題については、昨年11月の政府・与党合意や本年7月に地方六団体がとりまとめた「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」等の地方の改革案を尊重し、小泉総理大臣の強力なリーダーシップのもと、下記事項につき強力に改革を推し進めるよう求めるものである。

#### 記

1．平成18年度までの第1期改革において、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を確実に実施すること。

また、税源移譲に伴い財政力格差が拡大することから、財政力の弱い地域に対して適切な財源保障・財源調整を行うこと。

2．3兆円の税源移譲に見合う国庫補助負担金改革のうち、残された6千億円に

については、政府の要請を受け地方六団体が提出した「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の中から実施すること。

国庫補助負担率の引き下げや国に権限と財源が残る交付金化、本来、国の責務として行うべき生活保護費などを対象とすることは、絶対に行わないこと。

また、建設国債対象経費である施設費についても税源移譲の対象とすること。

- 3 .義務教育費国庫負担金については、地方案に沿って税源移譲を実現すること。
- 4 .平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」を踏まえ、地方団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。  
また、地方交付税は、本来、地方の固有財源であることから、その改革に当たっては、地方の実態を顧みない一方的な措置が講じられることがないよう、地方の意見を十分に反映させること。
- 5 .「三位一体の改革」は、平成18年度までの第1期改革にとどまることなく、引き続き19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を強力に推進すること。
- 6 .「三位一体の改革」を真の地方分権に資する改革として推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的を開催し、これを制度化すること。

平成17年11月14日

和歌山県自治体代表者会議

和歌山県地方分権推進連盟

和歌山県	知事	木村良樹
和歌山県議会	議長	吉井和
和歌山県市長会	会長	大橋建一(和歌山市長)
和歌山県市議会議長会	会長	寺井富士(和歌山市議会議長)
和歌山県町村会	会長	山田五良(みなべ町長)
和歌山県町村議会議長会	会長	大岡憲治(清水町議会議長)